

うるま市(求職中の方へ)

# 住居確保給付金制度について

住居確保  
給付金  
とは…?

離職したことにより住居を失った方、または失う恐れの高い方を対象として就職に向けた活動をするを条件に、一定期間、賃貸住宅の家賃を支給致します。(上限あり)



## Q1. 対象となるのはどういう方ですか?

A.

- ①住居を失った、または賃貸住宅に住んでいるが、住居を失う恐れのある方
- ②申請時に離職後2年以内及び65歳未満の方
- ③その世帯の生計維持者であった方
- ④就労能力と就職意欲があり、ハローワークに就職申し込みを行うか方、行っている方

その他いくつかの要件がありますので①～④までに該当する方は、下記までお問い合わせください。

## Q2. 実際の支給額はいくらですか?

A.

- ①支給額  
下記を上限額として収入に応じた調整額  
例)うるま市内在住 単身世帯  
収入78,000円以下 月額32,000円以内  
(複数世帯についても別途上限額があります)

- ②支給期間 原則3ヶ月  
※一定の条件満たせば延長できる場合があります。
- ③支払方法 大家等への代理納付

## Q3. 他に何か条件はありますか?

A.

- ①毎月2回以上のハローワークの就職相談
- ②毎月4回以上、うるま市就職・生活支援パーソナルサポートセンターでの就労に関する面談を受けること
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面談を受けること

※義務を怠りますと支給が中止されます

 **うるま市 就職・生活支援パーソナル・サポート・センター**

TEL 098-989-3972 FAX 098-989-3971

HP <http://ps-uruma.com>

✉ [uruma.ps@sasae-uruma.net](mailto:uruma.ps@sasae-uruma.net)

対象者 うるま市在住で経済的、または就職に関する悩みのある方

開所日/利用時間 月～金(祝日/年末年始を除く) 8時30分～17時15分

受付時間 8時45分～16時45分

住所:うるま市みどり町1丁目1-1  
(市役所東棟2階)



市役所東棟 2階

うるま市から生活困窮者自立支援事業の委託を受け、合同会社クレッシエが運営しております。